

# 「難民」と「移民」の差異

—わが国における生活面に焦点化して—

荻野 剛史

愛知みずほ大学人間科学部心身健康科学科 講師

本研究では「難民」(滞日インドシナ難民)と「移民」(日系ブラジル人移民)の差異について、特に日本における生活面における差異を明らかにするために、先行研究の分析を行った。

その結果、「難民」は永住者としての生活基盤(例えば、居所や職業の確保、子どもの就学、近隣との関係構築)を構築することが必要であるため、地域社会での定住生活が始まると同時に何らかの援助が必要である。一方「移民」の場合、来日当初は短期的な滞在を予定しており、また定住斡旋組織による有償の手助けを利用することができるために、「難民」のような永住しようとする人々が抱えるような生活のしづらさが表面化することは少ない。しかし日本での生活が長期化することで、また日本での永住を決意した段階から「難民」が抱えるような永住者としての生活のしづらさを経験することを指摘した。

キーワード: 「難民」 「移民」 日本における生活

## 1. 研究の背景・問題の所在

わが国において本格的な難民の受入れを開始してから30年以上が経過し、この間インドシナ難民(ベトナム難民・ラオス難民・カンボジア難民)、条約難民、そして第三国定住制度による難民を受入れてきた。彼らの多くは少なくとも日本で住むという点において、日本への定住を果たしたと指摘できる。一方先行研究などでは、彼らが様々な生活のしづらさを抱えていることが指摘されている。この背景には日本の難民受入れの動機の低さや彼らが抱える生活のしづらさに対する公私の支援の少なさなどがあるが、研究レベルにおいては難民に対する援助技術の未成熟さを挙げる事ができる。

この点について、まず日本では「在日外国人に対する支援」などのように、難民も移民などその他の在日外国人も同じ人口集団として扱われ、また海外においてもEncyclopedia of Social Work 20th で”Immigrants and Refugees”と同一のエントリーで扱われているように、難民と移民は同一の集団として扱われてきた経緯がある。この背景には各国における難民人口の少なさなどが挙げられるが、カースルズとミラー(Castles and Miller)が「経済的に動機づけられた移民と強制された移民を区別する必要がある」(Castles, et al. =2011: 42)と指摘するとおり、両者を区別する必要がある。

しかし先行研究においては、難民が「迫害の恐怖がある

ために、本国、あるいは住んでいた土地を離れざるを得なくなった人々」と指摘され、また移民が「よりよい生活、よりよい収入などを求めて、主に労働に従事する目的で、自発的に本国を出ていく人々」(アムネスティ・インターナショナル日本編著 2004: 18)と指摘されるとおり、両者の差異として移住に至る要因を指摘されることが多い。言い換えれば「難民条約」<sup>1)</sup>における難民の定義<sup>2)</sup>を基準として難民と移民が区別され、また出国要因などによって両者が区別されていると指摘できる。

前述のとおり、難民は移民などその他の在日外国人も同じ人口集団として扱われてきた経緯があるが、難民に対する援助技術を検討する際には、条約への該当の有無や出国要因の差異のみならず、定住先における生活において生じる差異についても明らかにすることが必要である。

## 2. 研究の目的・方法

以上の背景から本研究では「難民」と「移民」の差異について、特に日本の生活において生じる差異を明らかにすることを目的とする。なお難民も移民もその意味する内容は幅広い。本研究では日本における難民の大半を占める滞日インドシナ難民(「難民」と)と同様に「合法的に」日本での生活が認められている、日系ブラジル人移民(「移民」)を比較の対象として、「難民」や「移民」に関する先行研究の分析から、両者の差異を明らかにする。

## 3. 分析結果

本節では、いくつかの側面における「難民」と「移民」の差異を先行研究の分析から明らかにする。

1) 移住の要因における差異

まず移住の要因における差異を検討する。この差異を明らかにするために、難民保護に関する条約の該当の有無における差異の側面から難民と移民の違いを指摘する。一般的に指摘される両者の違いは第1節で述べたとおりであるが、岡部は、「近代以前の移動には、移民と難民の区別はなかった」（岡部 1991: 76）と指摘した上で、「近代国家が出現し、出入国管理が厳格に行われるようになって、正式な手続きを踏む移民という制度が始めて出現した。同時に、そうした正規手続きを踏む余裕のない急激な移動、危機的な移動として『難民』という現象が分離された。移民も多かれ少なかれ、何らかの経済・生活困窮を原因にして発生するが、さほど緊急のものではない。難民は、それが緊急のものになった突発的移民である」（岡部 1991: 76-7）と指摘している。また柄谷はIRO（国際難民機関: International Refugee Organization）が西側諸国の考えに沿う形で難民を定義したことにより、結果として難民と移民が制度的に区別され、さらに国際的な保護を受けることができる難民とそうはならない移民が生じた旨を指摘している（柄谷 2004: 60-1）。

両者とも、条約など何らかの仕組みによって難民と移民が線引きされたために難民という集団が生じた、と指摘しているが、「難民条約」では難民を注2に掲げたとおりに定義している。すなわち個人の属性などによって迫害を受けた者、受ける可能性がある者を難民と定義しているとおり、難民とは、国家や国際社会から個人の力では対処しえないほどの大きな影響（多くの場合、日々の生活に対して好ましくない影響）を受けた人々であると指摘できる。本研究の関心対象である「難民」は「難民条約」の対象とはなっていないものの、インドシナ3国の政変などによって

国家から迫害を受ける可能性があったために他国に避難した人々であり、その点において「難民条約」上の難民と同じような立場に置かれた人々、すなわち自らの意思ではなく、強いられて移動した人々であると指摘できる。

一方移民とは難民以外の海外移住者を指し、本研究の関心対象である「移民」の移住の目的として、一般に「デカセギ」（樋口 2005a: 1）—よりよい賃金を得ること—が指摘される。すなわち「移民」とは、経済的な理由を背景として自発的な意思によって海外に移住した人々であり、「難民」のような直接的な迫害は存在していない。

以上の点から移住の要因における「難民」と「移民」の差異として、直接的な迫害の有無を指摘することができる。もともと「移民」を完全に自由意思によって移住した人々、と理解することは不適當である。なぜなら移民は祖国の経済状態などにより、移住せざるを得ない状況になっているという点も理解する必要があるためであり、直接的な生命の危険の有無という点では異なるものの、「難民」と同様に「移民」も国家や国際社会から大きな影響（多くの場合、日常生活に対して好ましくない影響）を受けた人々であると指摘できる。

前述のとおり、岡部は難民と移民、両者とも何らかの経済・生活困窮を抱えていることを指摘しているが、個人で対処することが困難なほどの生活困窮を抱え、また迫害を受ける可能性を要因として海外に移住した人々が「難民」であり、これらの生活のしづらさを抱えつつ、それらに個人で対処（「移民」の場合は「デカセギ」）するために移住した人々が「移民」であると指摘できる。

2) 移住の方法における差異

次に移住の方法における「難民」と「移民」の差異を指摘する。石井は難民と移民の移住の方法について、表1のとおり差異を指摘している。

表1 難民と移民の移住の方法

	難民	移民
出国先	行き先に選択の余地が限られている	選択できる
出国における計画	逃げて来る	計画して来る
渡航証明証の準備	正規の渡航証明証を用意することが難しい	渡航証明証を持っている

出所：（石井 2010: 11）から筆者作成。

まず出国先について、難民の場合は出国先が限定され、移民の場合は選択することができる、と指摘している。両者とも行き先の国における外国人受入政策などによって入国に制限が生じるものの、難民の場合はより選択肢の幅が狭

いことを指摘している。また出国における計画の有無について、難民の場合は、何らかの迫害から避難するために祖国を出国するため、計画—例えば、出国先における居所や職業、語学の習得—をもって出国することは困難である。

その反面移民は、多くの場合差し迫った状況で祖国を出国するのではないため、計画をもった出国が可能とされている。さらに渡航証明証の準備の可否について、難民の場合、祖国外に逃げるために必要な文書を迫害の主体者である政

府から得ることは極めて困難である。一方移民の場合は、そのような困難は生じないと指摘している。

これらの点について「難民」「移民」の場合はどうだろうか。



出典：(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明)

は陸路での移動を、 は海路での移動を、また は空路での移動を指す。

図1 「難民」の移動方法と移動先

図1は「難民」の移動方法と移動先を表したものである。多くの「難民」はボートピープルやランドピープル<sup>3)</sup>として目的地を定めずに近隣諸国に避難した。図1では移動先としてタイ、マレーシア、シンガポールなどが挙げられているが、特にボートピープルの場合、移動先は、風向きや救助船の有無によって変化したため(場合によってはどの国にも到達しない—海上での死亡)、行き先を定めることはできなかったと指摘できる。また1979年において国連とベトナム政府が覚書を交わすまで、そもそも外国への出国ができなかったため、正規の渡航証明証を用意することは不可能であったと指摘できる。

一方「移民」の場合は、近年における各国の移住労働者の受入の減少から、選択できるほどの目的地があったとは考えづらいものの、後述するとおり、日本人の子孫(日系人)という地位を以て来日を果たした。すなわち日本を出

国先として選択できたと指摘できる。またブラジル出国にあたっては、後述のとおり「労働者斡旋組織」の利用によってあらかじめ職業や居所を準備するなど、計画的に来日することが可能であると指摘できる。

### 3) 定住開始における援助の有無と定住期間

次に、定住開始の局面における差異を確認する。

第1項において、難民の保護に関する国際的な条約への該当の有無が難民と移民を区別する基準となっていることを指摘したとおり、一般に難民は難民に関する条約などにに基づき、「援助される対象」として捉えられてきた。「難民」は「難民条約」に該当しないものの、わが国では「定住促進センター」<sup>4)</sup>が設置され、そこで日本語教育や日本での生活方法に関する教示を、地域社会での生活が始まるまでの半年間行ってきた(図2)。

1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
<入所> オリエンテー ション	日 本 語 教 育 4 か月間 (572 時間)			社会生活 適応指導	職業相談・ 就職斡旋等 <退所>

出典：(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 1996: 11; 1998: 13) より筆者作成。

図2 「定住促進センター」の入所から退所まで

図2は、「定住促進センター」の入所から退所を図示したものである。このセンターでは、およそ4ヶ月間の日本語教育と社会生活適応指導（日本での生活方法の教育一例えば、銀行口座の作り方や電車の乗り方）、そして退所時には職業相談や職業斡旋が行われた。

このような援助を行うのは、一般に「難民」は祖国への帰還が困難であり、また多くの「難民」自身も帰還を希望していないため、すなわち永住を前提として来日しているためである。

一方「移民」の場合は、前述のとおり表面上は<sup>5)</sup> 自由意思による移動のため、少なくとも政府や行政機関から、移民であることを理由とした保護は提供されていない<sup>6)</sup>。従って「移民」は日本での生活を自分で構築する必要がある。

もっとも異国の地であり、一般に外国人に対する差別的な扱いの存在が指摘される日本において就労先や居所を確保することは困難である。このためそれぞれの「移民」に代わって「労働者斡旋組織」がこれらを代行することになる。

「労働者斡旋組織」は、その機能の点でいくつか分類されるが、「移民」は「包括的な移住斡旋」—すなわちブラジルから来日する際の諸手続き、日本での就労先や居所など、日本で働くために必要な生活基盤の斡旋を受けて来日する（樋口 2005b: 139-41）。これらの斡旋には料金が必要なものの、少なくとも来日した段階における生活基盤は、「労働者斡旋組織」による斡旋によって確保されている。但しこれらの斡旋によって確保できる生活基盤は、あくまでも暫定的なものであり、職と居所が確保される程度である<sup>7)</sup>。

これは来日当初の「移民」の多くは永住する予定で来日しておらず、将来の帰国を想定しているためである。

以上定住開始の局面における差異について指摘した。「難民」も「移民」も日本での生活を開始するにあたり、職業や居所の確保をするために援助を要する。「難民」はこの援助を政府などの公から提供を受けるが、「移民」は「労働者斡旋組織」から、言わば有償のサービスとしてこれらの手助けを受ける点において、差異があると指摘できる。また定住期間について、「難民」の場合は祖国への帰還の困難さから永住を予定している場合が多いが、一方「移民」の場合、少なくとも来日当初は、ある程度の帰還が過ぎた段階で帰国することを想定していると指摘できる。

#### 4) 定住生活において生じる差異

本項では特に、前述した差異がもたらす日常生活における生活のしづらさの点における差異を検討する。

前項で指摘したとおり「難民」は日本での永住を前提として、言い換えれば帰国を前提とせず地域社会での生活に臨むが、彼らは「難民」ゆえに日本での生活に対する準備をした上で祖国を脱出したのではない。それゆえ前項で述べた「定住促進センター」における援助を必要とし、実際に多くの「難民」がこのセンターを利用し、地域社会での生活を開始した。しかしこのセンターにおける数か月の諸援助では、日本語力を中心とする日本で生活し続けるための知識・技能を習得することは困難であり、その結果、日常生活において様々な生活のしづらさを経験することになる。筆者の確認の限りにおいては、ある特定の「難民」に対して定住開始から経年的に行われた調査は存在しないが、わが国における「難民」受入れ開始以降、日本国際社会事業団によって定期的に行われた調査では、1980年に行われた初回の調査から近年に行われた調査までの約30年間一貫して、彼らは滞日生活において日本語の問題、経済的な問題、就職・就業の問題、住居の問題などの生活のしづらさを経験していることが指摘されている（日本国際社会事業団 1981; 1983; 1985）。またその他の調査・研究においても、同様の生活のしづらさの存在が指摘されている（内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 1997; 原口 2001）。これらの生活のしづらさに対しては、「定住促進センター」の運営主体であり政府から滞日難民に対する保護を受託しているアジア福祉教育財団難民事業本部が彼らに対するアフターケアを提供し、また諸NGO団体が日本語教育をはじめとする諸援助を提供してきた（荻野 2011）ものの、生活のしづらさが指摘されている以上、十分な援助が行われてきたとは言い難い。

つまり「難民」は日本での生活を開始した時点から一住民として自己の生活を成り立たせる必要があるにもかかわらず、彼らに対する援助体制が十分ではないために、同じような生活のしづらさを定住開始から長い間経験したと指摘できる。

一方「移民」の場合はすでに指摘したとおり、「労働者斡旋組織」を利用して来日する。このため職業を自分で探す

必要はなく、また就職先の寮を利用することで、暫定的な生活基盤は確保できることになる(樋口 2005b: 148-53)。さらに「移民」が、ブラジル系移民の集住地で居住し、かつ「顔の見えない定住化」(梶田ら 2005) - 「外国人労働者がそこに存在しつつも、社会生活を欠いているがゆえに地域社会から認知されない存在となること」(丹野 2005: 72)として生活を営んでいる限りにおいては、前述したような、これまで「難民」が地域社会とのかかわりによって経験してきた生活のしづらさは少ないと考えられる。

しかし、「移民」について三本松が「外国人労働者から外国籍住民へ」(門ら 2006: 116)と指摘しているとおり、多くの「移民」は、日本での滞在が長期化することで、実態的に短期滞在者から定住者にシフトする。このシフトにより、彼らが抱える生活のしづらさは、労働関係の問題から日本での家族関係や子どもの教育、地域社会との関係などに変化すると指摘できる(イシカワ 2003: 12)。換言すれば、定住化によって「日本における住民としての問題」、例えば雇用や住居、家族形成と子どもの教育問題(コガ 2000: 146)を抱えるようになるのである。これらの生活のしづらさは、前述したとおり「難民」が日本での定住を開始した直後から経験したものであり、「移民」の場合は、これらの生活のしづらさを、定住が長期化した段階になって経験するのである。

#### 4. 考察

本研究では「難民」と「移民」の差異について、移住の要因、移住の方法、定住の開始、そして定住生活において生じる差異について指摘した。それぞれの局面における差異は上述のとおりであるが、これらを踏まえると、「難民」と「移民」の差異、特に日本での定住生活における差異は次のとおり指摘できる。

「難民」は迫害などにより事前の準備なく強制的に移住させられた人々である。彼らの大部分は結果的に日本での永住を選んでいるため、永住者としての生活基盤(例えば、居所や職業の確保、子どもの就学、近隣との関係構築)を構築することが求められる。しかしこれらを構築することは容易ではなく、実際に様々な生活のしづらさを経験している。このため地域社会での定住生活が開始されると同時に、何らかの援助が必要である。

一方「移民」は主に経済的な理由により、少なくとも表面上は自発的に移住した人々である。来日当初は短期的な滞在を予定しており、また彼らの多くが利用する「定住斡旋組織」による有償の手助けを利用することができるために、「難民」のような永住しようとする人々が抱えるような生活のしづらさが表面化することは少ない。しかし日本での生活が長期化することで、また日本での永住を決意した

段階から「難民」が抱えるような永住者としての生活のしづらさを経験することになる。

#### 5. 提言と今後の課題

最後に提言と本研究の今後の課題を述べる。

本研究の冒頭で、研究レベルにおける難民に対する援助技術の未成熟さと、移民などその他の在日外国人も同じ人口集団として扱われてきた経緯があることを指摘したが、本研究で指摘したとおり、「難民」と「移民」は明らかに別の人口集団であり、援助技術を明らかにするには、「移民」に対する援助技術を参考にしつつ、今後は「難民」固有の援助技術を明らかにする必要がある。

また今後の課題について、本研究で導き出された差異は先行研究の分析から導き出されたものであるが、採り上げた先行研究が調査対象としたそれぞれの「難民」や「移民」は、必ずしも同一の地域に居住し、同一の条件下で生活しているとは限らない。このため両者の差異をより明確にするためには、条件を整えた上で調査などを行う必要がある。

#### 注

- 1) 「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」の総称である。
- 2) 「難民条約」では難民を「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」と定義している。
- 3) ここでのボートピープルとは、難民としての保護を求めて、海路をつうじて他国に逃れた人々を指す。またランドピープルとは、同様に陸路を通じて他国に逃れた人々を指す。
- 4) 日本での定住を決意したインドシナ難民に対して日本語教育や日本での生活に関する教育を行うための施設(入所施設)である。政府が設置し、実際の運営はアジア福祉教育財団難民事業本部が行った。
- 5) ある人が移民として他国に移住することは概ね自由意思によるものと指摘できる。しかし、例えば祖国の経済的な状況により、やむを得ず他国に移動する・せざるを得ない場合も存在する。このため「表面上は」との留保を付した。

- 6) 但し一般的な行政サービスは、多くの場合利用可能である。
- 7) 但し樋口が「斡旋組織には、フィリピンの海外雇用庁のような合法的なものから、各地での女性をターゲットとする人身売買のように明確な犯罪であるものまでさまざまな形態が存在する」(樋口 2001: 70)と指摘するとおり、場合によっては、「移民」を犯罪に巻き込むことを目的としている可能性があることに留意する必要がある。

### 文献

- アムネスティ・インターナショナル日本編著 (2004) 『知っていますか? 日本の難民問題一問一答』 解放出版社。
- Castles, Stephen and Miller, M. J. (2009) The age of migration: international population movements in the modern world, 4th Ed., The Guilford Press. (= 2011, 関根政美・関根 薫訳『国際移民の時代』第4版, 名古屋大学出版会。)
- 原口律子 (2001) 「インドシナ定住難民の社会適応—サポート・システムの分析を基軸として」『共生社会学』1, 1-47.
- 樋口直人 (2001) 「ブラジル・パラナ州における日系人労働者斡旋組織」『徳島大学社会科学研究所』14, 69-90.
- 樋口直人 (2005a) 「デカセギと移民理論」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, 1-22.
- 樋口直人 (2005b) 「ブラジルから日本への移住システム—市場媒介型メカニズムの形成」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, 138-62.
- 石井宏明 (2010) 「難民支援—日本の現場を中心に」特定非営利活動法人難民支援協会編『外国人をめぐる生活と医療—難民たちが地域で健康に暮らすために』現代人文社, 9-24.
- イシカワ・エウニセ・アケミ (2003) 「ブラジル人の日本滞在長期化にともなう諸問題」『ラテンアメリカ・カリブ研究』10, 11-20.
- 門美由紀・三本松政之 (2006) 「外国籍住民の生活課題への臨床福祉的アプローチ: 外国人労働者集住都市にみる複合的多問題をめぐって」『コミュニティ福祉学部紀要』8, 109-24.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。
- 柄谷利恵子 (2004) 『『移民』と『難民』の境界: 作られなかった『移民』レジームの制度的起源』『広島平和科学』26, 47-74.
- コガ・エウニセ・A・イシカワ (2000) 『『出稼ぎ滞在者』と『住民』との間で』宮島 喬編「外国人市民と政治参加」有信堂高文社。
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 (1997) 『インドシナ難民の定住の現状と定住促進に関する今後の課題』。
- 日本国際社会事業団 (1981) 『日本におけるインドシナ難民定住状況と I S S 援助事業の沿革』。
- 日本国際社会事業団 (1983) 『日本におけるインドシナ難民定住状況と I S S 援助事業—第 2 回難民定住実態調査報告』。
- 日本国際社会事業団 (1985) 『我が国におけるインドシナ難民の定住実態調査報告』。
- 荻野剛史 (2011) 「わが国の NGO 団体における難民定住支援」『瀬木学園紀要』5, 13-9.
- 岡部一明 (1991) 「多民族社会の到来: 国境の論理を問う外国人労働者」御茶の水書房。
- 丹野清人 (2005) 「企業社会と外国人労働市場の共進化—移住労働者の包摂過程」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, 52-75.
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (1996) 『姫路定住促進センター16 年誌—日本で最初のインドシナ難民定住促進の役割を終えて』。
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (1998) 『大和定住促進センター18 年誌—インドシナ難民の日本定住支援センターの軌跡』。

### URL

- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (更新年不明) 「インドシナ難民とは」(<http://www.rhq.gr.jp/japanese/know/i-nanmin.htm>, 2011.4.19)

# The difference between a "Refugee" and "Immigrants"

## Focused on their daily living in Japan

Takahito OGINO

*Division of Human Science, Department of Human Science, Aichi Mizuho College*

In order to clarify the difference between a "Refugee"(Indo-chinese refugee living in Japan) and "Immigrants"(Japanese Brazilian immigrants), especially difference in daily living in Japan, precedence research was analyzed in this paper,

The result, "Refugee" is required to build the basis of their livelihood as a permanent resident, they needs certain assistance at the same time when settlement life in community is started. On the other hand, "Immigrants" are planning short-term stay at the beginning of a visit to Japan and they can use paid assistance by migration agent, it is rare that they experience differences related daily living. However, they would experience the differences when they decided permanent residence in Japan and life in Japan was prolonged.

Keywords: "Refugee" "Immigrants" Daily living in Japan